

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 欠損金の繰戻し還付ができる場合

Q: 当社の子会社は、前期決算で赤字となり将来的にも業績が良くなりそうにありません。そこで、親会社の当社では、この子会社の解散を検討中です。解散した場合、前期の欠損金の取扱いについて教えてください。なお、前々期の所得金額は1千万円、法人税は3百万円、前期の欠損金額は9百万円でした。

A: 欠損金の取扱いについては、次のようになっています。

青色申告法人については、その事業年度に生じた欠損金、白色申告法人は欠損金のうち災害によって生じたものを翌年以後5年間の繰り越しができ、法人税の計算上損金に算入する事ができます。

以前は、上記の欠損金の繰越控除と繰戻し還付を選択して適用できたのですが、法改正によって平成8年3月31日までの決算で生じた欠損金については、繰戻し還付ができません。但し、会社の解散、営業権の全部の譲渡等の場合には例外として欠損金の繰戻し還付の適用があります。

欠損金の繰戻し還付とは、欠損金額の生じた事業年度の開始前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の法人税額について次の算式による金額の還付を受ける事ができる規定です。

$$\frac{\text{欠損金の繰戻し還付金額}}{\text{還付所得事業年度の法人税額}} = \frac{\text{繰戻し欠損金}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

ご相談の場合は、3百万円×9百万円/1千万円=270万円の還付を請求できます。

